

令和元年度 第7回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

令和元年度第7回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和元年10月29日 14時00分	場 所	わくわくセンター (農村環境改善センター)
出席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美 3 前田 榮子 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	5 山田 隆見		
出席者 総 数	出席委員 7名 欠席委員 1名		
その他 出席者	書 記 泊野 秀三 書 記 寺西 修 書 記 奥原 芽衣		
議事録 署名委員	7 田中 正彦 8 清水 正子		
提出議題	<p>議事</p> <p>議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第34号 農用地利用集積計画の決定について 議案第35号 農用地利用配分計画農用地利用配分計画原案の意見聴取について</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用状況調査について ・第3回農地等相談会について 		

令和元年度第7回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

寺西書記 定刻になりましたので、只今から令和元年度第7回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数1名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。

また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをご知らせします。それでは、最初に会長がご挨拶申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長 ご苦勞様です。今日の案件は少ないですね。今回は、総会の後に推進委員との会合があるようです。特に、他にはありません。

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては7番の田中委員と8番の清水委員を指名させていただきます。なお書記に、泊野事務局長、寺西書記、奥原書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局から何かありますか。

寺西書記 特にありません。

議長 それでは、日程第4の議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

寺西書記 番号1。譲渡人、●●●●。住所、大阪府岸和田市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、兵庫県神戸市_____。所在地、大柿町深江_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに田。面積、657㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに田。面積、671㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、735㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、463㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、709㎡。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,094㎡。所在地、大柿町深江_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、583㎡。所在地、大柿町深江_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、500㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、1,079㎡。

申請理由は譲渡で、譲受人は「遠方に居住しているが、先祖代々の農地を守るため、譲り受ける」ということでした。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

中福委員 大柿町の中福です。先日、寺西書記と山本農地利用最適化推進委員と現地の方を見に行ってきましたが、現状が山のような状態であったり、山のような状態であったりしたため、私達の意見では、3条申請として大丈夫だろうか、という思いがありました。また、整備されている農地についても、墓が建っているところがあり、そちらについても改めて申請が必要だということでしたが、今回の申請を受けない限り、農地の流動化が進まないのではないかとこのところがあります。そのため、今回は許可を行って、墓部分の整備を行っていただきつつ、江田島市内にいる申請者の親戚の方に手伝ってもらって、耕作をしていただけたらと考えております。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 続きまして、番号2。譲渡人、●●●●。住所、沖美町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町美能_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、408㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「規模拡大を考えており、居住地から近いことから、譲り受ける」ということでした。
以上のことから、これらの申請は適正であると思います。併せてご審議をお願いします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

前田委員 高祖の前田です。先日、ただいま事務局がご説明の通り、現地に確認に行きました。間違いないのでよろしく願いいたします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この2番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次、お願いします。

寺西書記 はい。続きまして番号3。譲渡人、●●●●。住所、東京都昭島市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、219 m²。地番、〇〇番〇。地目、田。現況、畑。面積、216 m²。
申請理由は譲渡で、譲受人は「当該農地が居住地から近いことに加え菊を作付けし、農地の保全のため、譲り受ける」ということでした。
以上のことから、これらの申請は適正であると思います。併せてご審議をお願いします。

議長 この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。ただいま事務局が言われた通り、間違いございません。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いということですので、この3番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。
以上で3条の審議を終わりました、議案第31号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 お手許にお配りしている集積計画の現地写真も併せてご覧ください。
なお、今回の案件に農業委員ご本人の案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条により、議事に参与することができません。この議案第34号が終了するまで、退席をお願いします。
番号1から3までが関連する案件ですので併せて説明します。
番号1、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。面積、1,732 m²。利用権を設定する者、住所、氏名、江田島町_____、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、江田島町_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、令和元年11月1日。終期、令和6年7月31日。借賃、年、

17,320円。借賃の支払い方法、現金。期間は4年9ヵ月です。新規の案件です。

番号2、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。面積、825㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。江田島町_____、■■■■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、江田島町_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、令和元年11月1日。終期、令和6年7月31日。借賃、年、5,000円。借賃の支払い方法、現金。期間は4年9ヵ月です。新規の案件です。

番号3、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町幸ノ浦_____。現況地目、畑。面積、515㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。江田島町_____、■■■■。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、江田島町_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、令和元年11月1日。終期、令和6年7月31日。借賃、年、5,000円。借賃の支払い方法、現金。期間は4年9ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号4から6までが関連する案件ですので併せて説明します。

番号4、利用権を設定する農用地、所在地、能美町鹿川_____。現況地目、畑。面積、75㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。能美町_____、◆◆◆◆。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、令和元年11月1日。終期、令和6年12月31日。借賃、年、761円。借賃の支払い方、毎年12月末までに口座振込。期間は5年2ヵ月です。新規の案件です。

番号5、利用権を設定する農用地、所在地、能美町鹿川_____。現況地目、畑。面積、906㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。能美町_____、◆◆◆◆。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、令和元年11月1日。終期、令和6年12月31日。借賃、年、9,188円。借賃の支払い方法、毎年12月末までに口座振込。期間は5年2ヵ月です。新規の案件です。

番号6、利用権を設定する農用地、所在地、能美町鹿川_____。現況地目、畑。面積、5.02㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。能美町_____、◆◆◆◆。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、令和元年11月1日。終期、令和6年12月31日。借賃、年、51円。借賃の支払い方法、毎年12月末までに口座振込。期間は5年2ヵ月です。新規の案件です。

続きまして、番号7から12までが関連する案件ですので併せて説明します。

番号7、利用権を設定する農用地、所在地、大柿町深江_____の一部。現況地目、畑。面積、1,812の内941㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。広島市_____、□□□□。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、

氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、令和元年11月1日。終期、令和20年12月31日。借賃、年、9,410円。借賃の支払い方法、毎年12月末までに口座振込。期間は19年2ヵ月です。新規の案件です。

番号8、利用権を設定する農用地、所在地、大柿町深江_____の一部。現況地目、畑。面積、1,830の内923㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。広島市_____、□□□□。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、令和元年11月1日。終期、令和20年12月31日。借賃、年、9,230円。借賃の支払い方法、毎年12月末までに口座振込。期間は19年2ヵ月です。新規の案件です。

番号9、利用権を設定する農用地、所在地、大柿町深江_____の一部。現況地目、畑。面積、1,748の内1,228㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。広島市_____、□□□□。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、令和元年11月1日。終期、令和20年12月31日。借賃、年、12,280円。借賃の支払い方法、毎年12月末までに口座振込。期間は19年2ヵ月です。新規の案件です。

番号10、利用権を設定する農用地、所在地、大柿町深江_____の一部。現況地目、畑。面積、929の内783㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。広島市_____、□□□□。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、令和元年11月1日。終期、令和20年12月31日。借賃、年、7,830円。借賃の支払い方法、毎年12月末までに口座振込。期間は19年2ヵ月です。新規の案件です。

番号11、利用権を設定する農用地、所在地、大柿町深江字_____。現況地目、畑。面積、1,289㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。広島市_____、□□□□。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、令和元年11月1日。終期、令和20年12月31日。借賃、年、12,890円。借賃の支払い方法、毎年12月末までに口座振込。期間は19年2ヵ月です。新規の案件です。

番号12、利用権を設定する農用地、所在地、大柿町深江_____。現況地目、畑。面積、681㎡。利用権を設定する者。住所、氏名。広島市_____、□□□□。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畑。

始期、令和元年11月1日。終期、令和20年12月31日。借賃、年、6,810円。借賃の支払い方法、毎年12月末までに口座振込。期間は19年2ヵ月です。新規の案件です。以上で説明を終わります。

議長 この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。なにか、ありますか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この計画について、決定することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、決定とします。以上で農用地利用集積計画の決定についてを終わりにして、議案第35号の農用地利用配分計画原案の意見聴取についてを、事務局から説明してもらいます。

寺西書記 なお、今回の案件に農業委員ご本人の案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条により、議事に参与することができません。この議案第35号が終了するまで、退席をお願いします。

農地中間管理機構から貸し付けるための配分計画に対して意見を聴取するものです。先月決定いただいた、農用地利用集積計画について、農地中間管理機構から貸し付けるものです。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、●●●●。住所、大柿町_____。利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。住所、広島市中区大手町四丁目2番16号。利用権を設定する土地。沖美町岡大王_____。現況地目、田。登記面積、330㎡。沖美町岡大王_____。現況地目、田。登記面積、554㎡。沖美町岡大王_____。現況地目、田。登記面積、81㎡。沖美町岡大王_____。現況地目、田。登記面積1,671㎡。沖美町岡大王_____。現況地目、畑。登記面積、1,583㎡。沖美町岡大王_____の一部。現況地目、畑。登記面積、952㎡の内817㎡。種類、賃借権。内容、水田及び畑。始期、公告日の翌日。終期、令和11年12月31日。借賃年額は、1番が年額1,650円、2番が年額2,770円、3番が年額405円、4番が年額8,355円、5番が年額7,915円、6番の一部が年額4,085円です。支払方法は、毎年11月末までに、利用権を受ける者の指定する口座から口座引き落としです。

続きまして、利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、▲▲。住所、能美町鹿川_____。利用権の設定をする者の氏名及び住所。一般財団法人広島県森林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。住所、広島市中区大手町四丁目2番16号。利用権を設定する土地。能美町鹿川_____。現況地目、畑。登記面積、75㎡。能美町鹿川_____。現況地目、畑。登記面積、906㎡。能美町鹿川_____。現況地目、畑。登記面積、5.02㎡。種類、賃借権。内容、畑。

始期、公告日の翌日。終期、令和6年12月31日。借賃年額は、1番が年額761円、2番が年額9,188円、3番が年額51円です。支払方法は、毎年11月末までに、利用権を受ける者の指定する口座から口座引き落としです。

以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、みなさんの意見を伺いたいと思います。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この計画について、決定することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いという事ですので、決定とします。

5 協 議 事 項

議長 以上で「農用地利用配分計画原案の意見聴取について」を終わりにして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

寺西書記

- ・ 農地利用状況調査について
- ・ 第3回農地等相談会について

6 そ の 他

議長 他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了します。